



損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	50,939	416,506
信託運用	226,472	
貸付	151,004	
有価証券	61,072	
預金	241	
債権	174	
借入金	167	
その他	1,913	
の取入	8,464	
の引当	3,433	
の引当	78,251	
の引当	787	
の引当	77,464	
の引当	11,863	
の引当	89	
の引当	10,889	
の引当	884	
の引当	38,826	
の引当	3,793	
の引当	28,504	
の引当	175	
の引当	6,352	
の引当	10,153	
の引当	3,022	
の引当	600	
の引当	6,530	
経常費用	89,627	344,474
預金	53,501	
渡り	4,220	
の取入	531	
の取入	879	
の取入	5	
の取入	19,770	
の取入	650	
の取入	7,431	
の取入	2,637	
の取入	34,880	
の取入	428	
の取入	34,451	
の取入	72	
の取入	72	
の取入	23,666	
の取入	18,218	
の取入	5,448	
の取入	141,038	
の取入	55,190	
の取入	15,624	
の取入	2,314	
の取入	6,934	
の取入	116	
の取入	30,200	
経常利益		72,031
特別利益		21,942
固定資産	0	
の取入	780	
の取入	1,385	
の取入	19,775	
特別損失		23,352
の取入	759	
の取入	3,563	
の取入	19,029	
税引		70,622
法人税	18,310	
法人税	21,214	
当期純利益		2,903
当期純利益		73,526

## 第140期 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～60年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可

能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 38,143 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

（追加情報）

当社は、確定給付企業年金法の規定により、厚生年金基金の代行部分について、厚生労働大臣から平成 22 年 6 月 1 日に将来分支給義務免除の認可を受け、平成 23 年 3 月 1 日に過去分返上の認可を受けております。

これに伴い、特別利益に厚生年金基金代行返上益として 18,322 百万円を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 移転関連費用引当金

移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 1,370 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 382 百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上してあります。

## 会計方針の変更

### (資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益が106百万円、税引前当期純利益が691百万円それぞれ減少しております。

### (複合金融商品の会計処理)

組込デリバティブを区分して処理する必要のない複合金融商品については、従来、金融商品に関する会計基準に従い、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理を行ってまいりましたが、区分経理に対応する社内管理体制が整備されたことから、デリバティブ取引に関する損益を厳密に管理し財政状態及び経営成績をより適正に表示するため、当事業年度からは、区分管理を行っている組込デリバティブを、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当事業年度の損益として処理しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,013百万円増加しております。

## 表示方法の変更

### (貸借対照表関係)

1. 前事業年度において区分掲記していた「デリバティブ取引受入担保金」は、当事業年度末において資産の合計の100分の1を超えていないため「その他の負債」に含めて表示しております。  
なお、当事業年度の「その他の負債」に含まれている「デリバティブ取引受入担保金」は160,892百万円であります。
2. 前事業年度において「その他の負債」に含めて表示していた「有価証券未払金」は、当事業年度末において資産の合計の100分の1を超えているため区分掲記しております。  
なお、前事業年度の「その他の負債」に含まれている「有価証券未払金」は500百万円であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 403,070 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 14,510 百万円、延滞債権額は 36,426 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権はありません。  
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 81,601 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 132,538 百万円であります。  
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,774 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

特定取引資産	183,667 百万円
有価証券	1,270,338 百万円
貸出金	496,886 百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	28,095 百万円
売現先勘定	620,846 百万円
債券貸借取引受入担保金	158,798 百万円
借入金	397,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 649,537 百万円、その他資産 172 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 16,300 百万円、デリバティブ取引の差入担保金は 55,855 百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 7,956,347 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 6,391,005 百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,322百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 93,929百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 26,468百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金554,807百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託558,721百万円、貸付信託19,603百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は100,753百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 619円05銭
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 778,505百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 590,332百万円
20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、4,606百万円であります。
21. 取締役会決議後、消却手続を完了していない自己株式は、次のとおりであります。

自己株式の帳簿価額	482百万円
種類	普通株式
株式数	591千株

なお、平成23年3月22日開催の取締役会決議に従い、平成23年4月1日にすべての自己株式の消却を実施しております。
22. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は、17.07%であります。



( 損益計算書関係 )

1. 関係会社との取引による収益

信託報酬	33 百万円
資金運用取引に係る収益総額	7,865 百万円
役務取引等に係る収益総額	6,014 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	733 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	15,422 百万円
役務取引等に係る費用総額	24,688 百万円
その他の取引に係る費用総額	18,348 百万円

2. 「その他の経常収益」には、内外クレジット投資関連の有価証券の売却益 1,847 百万円、株式関連派生商品取引に係る収益 1,776 百万円を含んでおります。

3. 「その他の経常費用」には、組合等出資金損失 10,649 百万円、移転関連費用引当金繰入額 5,620 百万円を含んでおります。

4. 「その他の特別利益」には、厚生年金基金代行返上益 18,322 百万円を含んでおります。

5. 「その他の特別損失」には、連結される子会社及び子法人等であるファーストクレジット株式会社の株式の減損損失 15,211 百万円、統合関連費用 3,233 百万円を含んでおります。

6. 1 株当たり当期純利益金額 41 円 15 銭

7. 関連当事者との重要な取引の内容は以下のとおりであります。

子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社・ 子法人等	住信不動産 ローン& ファイナンス株 式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 金銭貸借 預金取引	資金の貸付 (注)	229,082	証書貸付	244,481
				利息の受取	1,267	未収収益	150

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額は期中平均残高で表示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	216

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	184,444	192,352	7,907
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	232,873	275,647	42,773
	外国債券	227,873	270,643	42,769
	その他	5,000	5,003	3
	小 計	417,318	467,999	50,681
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	9,826	8,942	883
	外国債券	9,826	8,942	883
	その他	-	-	-
	小 計	9,826	8,942	883
合 計		427,145	476,942	49,797

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	341,850
関連法人等株式	45,503
合 計	387,353

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	株式	306,456	220,520	85,935
	債券	1,344,366	1,320,325	24,040
	国債	1,079,267	1,058,084	21,182
	地方債	11,524	11,430	94
	短期社債	-	-	-
	社債	253,574	250,810	2,763
	その他	556,908	537,373	19,535
	外国株式	257	122	134
	外国債券	498,573	491,103	7,470
	その他	58,078	46,147	11,930
	小 計	2,207,731	2,078,219	129,511
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	株式	163,755	204,753	40,997
	債券	1,103,737	1,106,961	3,224
	国債	807,217	808,083	866
	地方債	8,994	9,101	106
	短期社債	-	-	-
	社債	287,526	289,776	2,250
	その他	716,493	732,355	15,862
	外国株式	-	-	-
	外国債券	512,821	523,077	10,256
	その他	203,672	209,278	5,605
	小 計	1,983,986	2,044,070	60,084
合 計		4,191,718	4,122,290	69,427

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる主なその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	45,427
組合出資金	48,995

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について151百万円減損処理を行っております。

組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）  
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,227	2,135	489
債券	1,174,800	12,156	2,012
国債	1,172,101	12,156	2,012
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	2,698	0	0
その他	2,348,069	19,077	23,189
外国債券	2,062,279	18,194	18,485
その他	285,789	882	4,703
合 計	3,528,096	33,370	25,691

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当事業年度における減損処理額は、6,625百万円（うち、株式5,632百万円、その他993百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要留意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,228	105

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の (百万円)
その他の 金銭の信 託	12,000	12,000	-	-	-

(注)当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりませ  
ん。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりでありま  
す。

繰延税金資産

有価証券償却税分	68,561 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額(貸出金償却含む)	35,896 百万円
退職給付引当金	14,353 百万円
投資損失引当金	481 百万円
その他	16,924 百万円
繰延税金資産小計	136,218 百万円
評価性引当額	6,432 百万円
繰延税金負債との相殺	46,918 百万円
繰延税金資産合計	82,867 百万円

繰延税金負債

退職給付信託	32,645 百万円
繰延ヘッジ損益	7,161 百万円
その他有価証券評価差額金	3,321 百万円
その他	3,788 百万円
繰延税金負債小計	46,918 百万円
繰延税金資産との相殺	46,918 百万円
繰延税金負債合計	- 百万円

差引：繰延税金資産の純額

82,867 百万円

(重要な後発事象)

株式交換

当社は、平成 22 年 8 月 24 日に中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」という）との間で経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結し、平成 22 年 12 月 22 日開催の臨時株主総会の承認を経て、平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として株式交換を実施しました。なお、中央三井トラスト・ホールディングスは商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 中央三井トラスト・ホールディングス  
事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

当社と中央三井トラスト・ホールディングスは、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、当社グループの多様性と中央三井トラスト・グループの機動力といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成 23 年 4 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

中央三井トラスト・ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

会計上の逆取得に該当し、当社が株式交換完全子会社となっております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換完全子会社である当社の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、企業結合の会計上は当社を取得企業、中央三井トラスト・ホールディングスを被取得企業と決定しております。

2. 被取得企業の取得原価

489,114 百万円

3. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

普通株式

当社の普通株式 1 株に対して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（旧：中央三井トラスト・ホールディングス）の普通株式 1.49 株を割当て交付しております。

優先株式

当社の第 1 回第二種優先株式 1 株に対して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の第 1 回第七種優先株式 1 株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

普通株式

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」という）の算定にあたって公正性を確保するため、当社は U B S 証券会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社、中央三井トラスト・ホールディングスは J P モルガン証券株式会社及び野村證券株式会社に、本株式交換に係る普通株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

#### 優先株式

当社及び中央三井トラスト・ホールディングスは、当社が発行している第1回第二種優先株式については、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、当社の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや当社の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、上記の優先株式に係る株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

#### (3) 交付株式数

##### 普通株式

2,495,060,141 株

##### 優先株式

109,000,000 株

#### 4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 43,431 百万円

#### (2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額のうち持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったことによります。

#### 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 14,158,131 百万円

うち貸出金 8,855,145 百万円

(2) 負債の額 負債合計 13,437,699 百万円

うち預金 9,326,751 百万円

なお、上記4及び5に記載の金額は、有価証券報告書提出日現在の入手情報に基づく予定額であります。

信 託 財 産 残 高 表  
(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	333,232	金 銭 信 託	12,950,352
証 書 貸 付	207,040	年 金 信 託	6,259,408
手 形 貸 付	126,191	財 産 形 成 給 付 信 託	8,789
有 価 証 券	632,625	貸 付 信 託	19,991
国 債	137,768	投 資 信 託	25,281,927
地 方 債	29	金銭信託以外の金銭の信託	2,213,913
社 債	31,824	有 価 証 券 の 信 託	17,165,115
株 式	48	金 銭 債 権 の 信 託	8,852,959
外 国 証 券	462,952	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	41,919
信 託 受 益 権	65,237,739	包 括 信 託	9,386,073
受 託 有 価 証 券	304,471	そ の 他 の 信 託	0
金 銭 債 権	8,828,321		
生 命 保 険 債 権	0		
住 宅 貸 付 債 権	7,020,112		
そ の 他 の 金 銭 債 権	1,808,208		
有 形 固 定 資 産	4,389,286		
動 産	86		
不 動 産	4,389,199		
無 形 固 定 資 産	37,258		
地 上 権	15,510		
不 動 産 の 賃 借 権	21,694		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	53		
そ の 他 債 権	1,719,324		
コ ー ル ロ ー ン	42,300		
銀 行 勘 定 貸	431,710		
現 金 預 け 金	224,182		
預 け 金	224,182		
合 計	82,180,452	合 計	82,180,452

- (注) 1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2.上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
3.信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額65,200,911百万円を含んでおります。  
4.共同信託他社管理財産 3,026,547百万円  
5.元本補てん契約のある信託の貸出金179,271百万円のうち破綻先債権額は 百万円、延滞債権額は15,570百万円、3カ月以上延滞債権額は 百万円、貸出条件緩和債権額は508百万円、以上合計額は16,079百万円であります。



(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は次のとおりであります。

### 金 銭 信 託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	179,271	元 本	558,721
有 価 証 券	48	債 権 償 却 準 備 金	277
そ の 他	380,527	そ の 他	849
計	559,847	計	559,847

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 貸 付 信 託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		元 本	19,603
有 価 証 券		特 別 留 保 金	211
そ の 他	19,991	そ の 他	176
計	19,991	計	19,991

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。